

令和8年度保育所(園)・幼稚園入所(園)申込みの御案内



令和8年4月1日からの入園申込みを受け付けます。

現在保育園等に在籍している方も現況届が必要です。期日までに提出してください。

川南町内の保育所(園)・幼稚園

※定員は変更の可能性あり

		所 在 地	定 員	電話番号
保 育 所	町立 中 央 保育所	川南町大字平田2395番地2	120 名	27-1768
	私立 番 野 地 保育園	川南町大字川南23541番地1	50 名	27-4132
	私立 めぐみの聖母 保育園	川南町大字平田6626番地	90 名	27-2968
	私立 石井記念十文字 保育園	川南町大字川南1567番地16	50 名	27-4465
	私立 川 南 東 保育園	川南町大字川南21870番地	50 名	27-3310
	私立 石井記念川南 保育園	川南町大字川南17741番地6	80 名	27-5754
	計6か所		440 名	
幼 稚 園	川南幼稚園(満3歳以上)	川南町大字平田1428番地	60 名	27-0274
	川南幼児園(満1歳から)		19 名	
	平成幼稚園(満3歳以上)	川南町大字川南19279番地2	15 名	27-3881
	平成kids(満1歳から)		3 名	
	計2か所		97 名	

※ 保育園の実情により、第1希望以外に入園していただく場合もありますので御了承ください。

★ 児童の保護者が次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当し、平日の昼間、家庭で児童を保育できない場合に保育所(園)を利用できます。

ただし、幼稚園(3歳以上)を利用の場合は、保育を必要とする理由は不要です。

★ 利用できるのは、おおむね生後5か月から就学前までの児童です。

★ 利用できる保育時間は、保育の必要性の事由や勤務時間などに基づいて保育標準時間(最長11時間)と保育短時間(最長8時間)に区分されています。

★ 令和8年度途中に入園希望(予定)のある場合も、御相談受付しています。

保育を必要とする理由

○ 就労 保育標準時間(保護者のいずれもがひと月120時間以上働いていること。)

保育短時間(保護者のいずれもがひと月48時間以上働いていること。)

○ 妊娠・出産 (出産月をはさんだ産前産後2か月、最長5か月間)

○ 保護者の疾病・障がい

○ 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む。)

○ 求職活動 (求職活動期間は、離職翌月から3か月間)

○ 同居または長期入院などをしている親族を常時看護または介護している。

○ 地震、火災などの災害復旧にあたっている。

○ 虐待やDVのおそれがある。

○ 育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である。

(裏面もご覧ください)



令和8年度入園申込みの受付期間と提出先

1 受付期間 令和7年12月1日(月)から令和7年12月26日(金)まで

※ 上記期間以降も随時受付できます。(入園を希望する前の月の15日まで。)

※ 受付期間外の申込みの場合、保育所(園)の状況により入園できないことがありますのであらかじめ御了承ください。

2 提出場所 【継続利用の方】 通園中の保育所(園)又は川南町役場福祉課子ども支援係

【新規申込みの方】 川南町役場福祉課子ども支援係

※ 幼稚園を御希望の方は、直接幼稚園へ申し込んでください。

※ 希望する保育園等を必ず第3希望まで記入してください。

保育園の実情により、第1希望以外に入園していただく場合もありますので御了承ください。



保育所(園)入園申込に必要な書類

1 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書(初めて保育所(園)を利用する児童)又は

教育・保育給付認定現況届(継続して保育所(園)を利用する児童)

* 記入上の注意をよく読んで、記入してください。

2 就労証明書(保育を必要とする理由が就労の場合)

① 会社等にお勤めの世帯

* 就労証明書に、事業所から証明をもらってください。

* 雇用期間があるものは、期間満了月までの認定となりますので、期間満了月の15日までに更新日以降の期間記載のものを再度提出してください。

* 育児休業(予定)や復職(予定)年月日がある方は、必ず記載してもらってください。

② 農業、自営業等の世帯

* 就労証明書に、事業主から証明をもらってください。

* 確定申告書の写しを添付してください。

○ 就労が決まっているが申込時点では証明がもらえない場合は、申込時には申立書を提出し、就労開始後(1ヶ月以内)に就労証明書を提出してください。

3 児童の健康状態について(新しく保育所(園)を利用する児童のみ)

4 母親が出産予定の場合は、申立書と母子手帳の写し(出産予定日がわかるもの)

5 その他必要な書類(保育を必要とする理由が就労以外の場合)

* 保護者の病気又は病人の看護のため利用を希望される方は、疾病・障がい申立書

* 世帯の中に障害者手帳等の交付を受けている方がいる場合は、手帳の写し

* 保護者が学校等に通っている場合は、申立書と在学証明書

* 就労していないが、ハローワークに登録等求職中の人は、求職活動申立書(期間は3か月以内)